

NPO等と県との協働の推進について

1 NPOと県の協働の状況

かながわグランドデザインでは、協働の取組みのうち、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」(以下、「条例」)に定める協定を締結し、相互評価などを行う事業の割合を、毎年2%ずつ増やし、2014年に28%とすることを目標としている。

	2010年 (平成22年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)
目標値	—	24%	26%	28%
実績値	20%	22%	21%	—

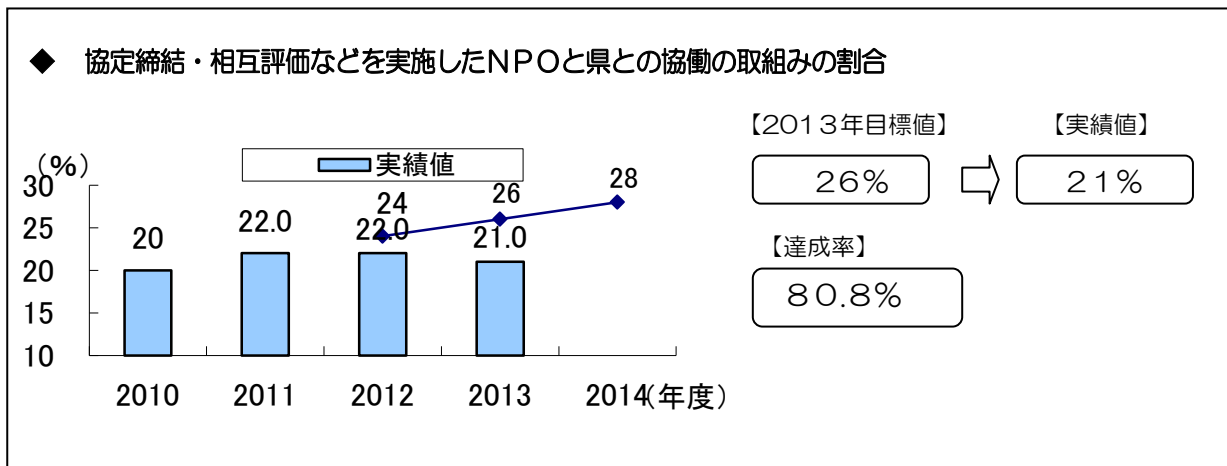
↑ B/E

↑ 29/136 ≒ 21%

協働事業(A)	38件
県とNPOが協定を締結し相互評価を行う協働事業(B)	29件
(B)以外の協働事業(C)	9件
幅広い協働(D)	98件
(A) + (D) = (E)	136件

地域の課題に対する共通認識の下に、企画立案及び実施の段階において対等な立場で協議することを合意したもの(そのうち29件は協定を締結したもの)

相互にそれぞれの特性を活かし、地域の課題の解決を図るために協力するもの



今年度(2013年)は目標値26%に対し、実績値は21%となっており、目標を達成できなかった。

(達成できなかった主な原因)

- ・ 県全体でNPOと関連する事業が減少しているため協働の取組みも減少している。
- ・ 協働事業とすると、協定の締結、相互評価の実施など、事務作業の負担が大きい。

2 協働推進のための取組み

(1) これまでの主な取組み

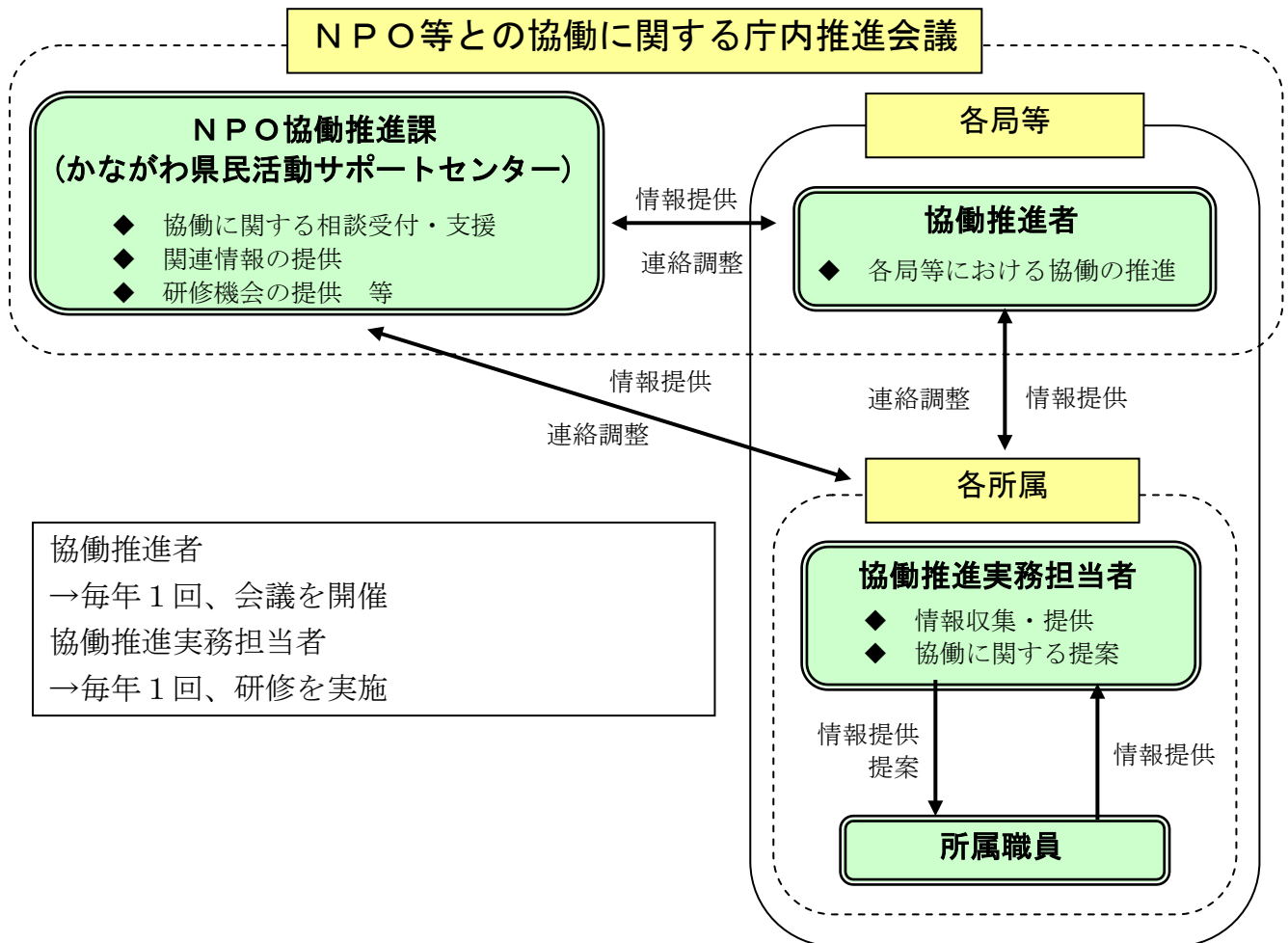
- 平成 13 年 3 月 「ボランティア活動推進指針」の策定
- 平成 13 年 4 月 かながわボランティア活動推進基金 21 設置
- 平成 16 年 10 月 「NPO等との協働推進指針」の策定
- 平成 17 年～23 年 県提案型協働事業の開始
- 平成 19 年 8 月 「協働のためのサプリメント～協働を進める 50 のヒント～」発行
- 平成 22 年 4 月 「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」施行

(参考) 庁内での協働推進体制

ボランティア団体等との協働を積極的に進めるため、各局等における協働の推進及び連絡調整を行う協働推進者を設置するとともに、協働推進者等で構成する「NPO等との協働に関する庁内推進会議」を設置している。

また、各所属における情報収集・提供等の実務面での業務を担う協働推進実務担当者を置いて、協働の推進を図っている。

● 庁内の協働推進体制 ●



(2) かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金について（参考資料 1）

ア 概要

公益を目的とする事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進するため、総額約 100 億円の基金を設置した。

基金は設置から 10 年以上経過しているが、ボランティア団体等と県との協働の仕組みを構築し、新たな地域課題や県民ニーズに的確に対応してきた。また、多様な主体が公共を担う「協働型社会」づくりに向けて、ボランティア団体等が核となって行政だけでは得られない大きな成果を挙げてきた。

イ 事業内容（協働事業負担金）

- ・地域社会にとって必要な公益的事業であって、県とボランティア団体が対等な立場でパートナーシップを組んで行えば相乗効果が期待できると考えられる事業を対象に負担金を交付。
- ・負担額は 1 件 1, 0 0 0 万円以下。
- ・期間は 5 年以内。

※平成 24 年度募集より地域の課題を公募する課題部門を新設。

H25 年度事業募集課題：「東日本大震災に伴う神奈川県内の避難者への生活支援」

（参考）基金 21 その他の支援メニュー

①「ボランティア活動補助金」

- ・ボランティア団体等が立ち上げたり、新たな展開を図ろうとする事業であって、地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などが対象。
- ・補助額は 1 件 2 0 0 万円以下、かつ事業に要する経費の 2 分の 1 以下。
- ・期間は 3 年以内。

②「ボランティア活動奨励賞」

- ・他のモデルとなるような実践的な活動で、地域社会への貢献度が高く、今後さらに継続発展が期待できる活動に自主的に取り組んでいる団体等が対象。
- ・ 1 件あたり賞金 団体 1 0 0 万円、個人 5 0 万円を限度。
- ・表彰件数は毎年 5 件程度で、賞金額 4 0 0 万円程度を予定。

③「ボランティア団体成長支援事業」

- ・ボランティア団体が自立的かつ安定的に活動できるよう、団体の活動基盤を整備する事業が対象。（中間支援組織等に事業を委託）
- ・委託料は 1 件 3 6 0 万円以下。
- ・委託件数は毎年 1 件程度。

ウ 課題

- ・ ボランティア団体と県担当部署との協働の協議が難航するケースが多い。
(協働が成立しないケースも初めて発生)
- ・ 平成 26 年度事業募集で、前年度に比べ応募件数が大幅に減少。(45 件→30 件)

(3) 新たな取組み

ア 協働の成功事例の紹介

県内で実施された協働の取組みのうち、関係者の巻き込み方や協議の方法など、事業を展開する上でのプロセスや、事業の成果などの点で、参考となる事例を、県ホームページ上で公開している。(2月開始、参考資料2参照)

イ 各事業所管課への働きかけ

条例上の協働事業にあたらぬ、NPO等と関わりのある事業について、NPO協働推進課職員が各事業所管課を訪問等し、協定の締結、相互評価の実施を促すとともに、その際の事務作業について全面的に支援する旨を伝え、協働事業の件数増加を促す取組みを開始した。(2月開始)

【論 点】

- NPO等と県との協働をより一層進めるためには
 - 県側でやるべきことは？
 - NPO側でやるべきことは？